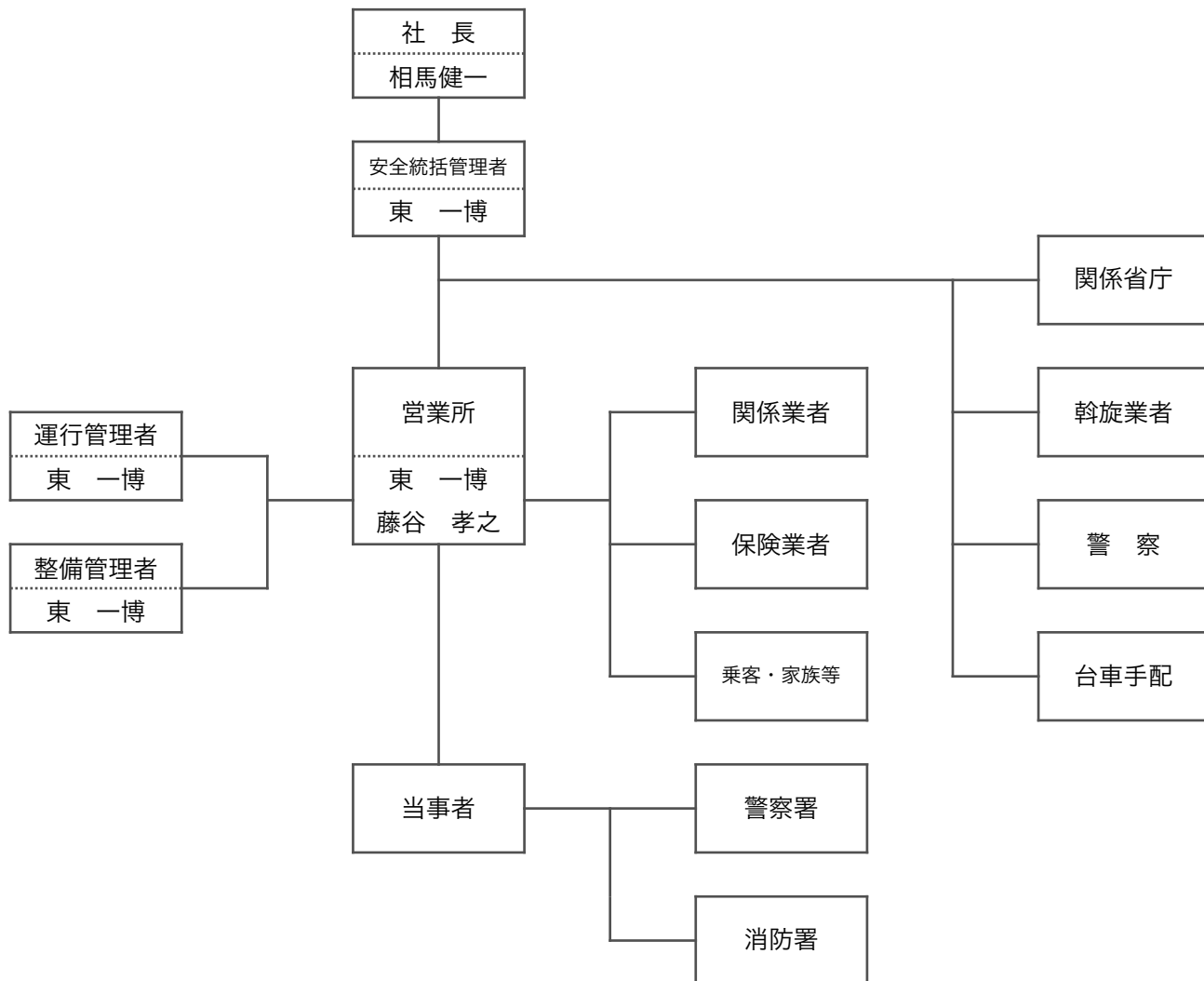


※ 各連絡先は別紙参照



重大事故・災害等に関する組織及び対策本部設置要領（必要に応じ対策本部を設置する）

- 1 対策本部長は担当役員（安全統括管理者）が任に就く。
- 2 現地対策本部長は営業所長が任に就く
- 3 広報班（営業所がその任に就く）
 - ・重要な情報を整理して、対策本部長と連絡を密にし、調整を行うこと。
 - ・報道機関への連絡、途中経過の発表のタイミングの検討や発表の準備を行うこと。
 - ・報道機関全般を担当すること。
- 4 乗客・家族対応班（営業所がその任に就く）
 - ・情報収集班、関係業者担当班との連絡を密にして、乗客や家族の情報収集に努めること。
 - ・常時出勤できるよう、人員と車両を手配すること。その際の必要経費を用意すること。
 - ・現地では警察署、消防署との連絡を密にし、対策本部への報告や連絡、調整を行うこと。
 - ・負傷者があれば病院に急行して負傷者の状況把握や、窓口になりお世話に努めること。また、必要によっては、早期に当該場所付近に出勤命令を出し、待機させること。
 - ・家族の方への状況報告を速やかに行うとともに、対策本部に直ちに報告すること。
- 5 情報収集班（営業所がその任に就く）
 - ・乗客・家族対応班や関係業者担当班との連絡を密にして、入手した情報を手際よく整理すること。
 - ・特にお客様の氏名、年齢、家族への連絡先等の情報は、個人情報の保護に留意しつつ、わかりやすく別紙にて整理、保管に努めること。
 - ・現場最寄りの警察署、消防署、搬送された病院の電話番号や、担当者等の整理を行うこと。
- 6 営業所・関係業者担当班（営業所がその任に就く）
 - ・事件発生営業所は状況に応じて、現地対策班の設置を指示すること。
 - ・家族からの問い合わせや情報は、細大漏らさず報告するよう指示するとともに、当該情報等については遅滞なく乗客・家族対応班、情報収集班に連絡すること。
 - ・運輸局、バス協会等と連絡を密にして、地域のバス事業者等、関係事業者等に注意喚起情報の伝達等必要な連絡を行うこと。
- 7 車両班（営業所がその任に就く）
 - ・情報に基づいて、当該車両の図面、同型式車両の情報を把握すること
 - ・情報に応じて、バスメーカー、ボディメーカー等に応援を要請すること。

<平成28年7月1日より実施>